

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

## ◇ 別れた妻子と配偶者控除・扶養控除

**Q** : 私は昨年、妻と離婚しました。小学生の娘は妻が引き取りましたが、娘の養育費は私が負担することになり、毎月送金しています。この場合、別れた妻子を私の控除対象配偶者や扶養親族にすることはできますか。

**A** : 別れた奥さんを控除対象配偶者とすることはできませんが、お子さんについては、あなたの扶養親族とすることができます。

### 【解説】

配偶者控除の対象となる配偶者に該当するかどうかは、その年12月31日の現況で判断します。あなたの場合、昨年に離婚されたということですから、別れた奥さんを控除対象配偶者とすることはできません。

次に、お子さんを扶養控除の対象にできるかどうかですが、扶養控除の対象となる扶養親族とは、配偶者以外の親族で、その人と生計を一にする親族とされています。この場合の「生計を一にする」とは、必ずしも同一の家屋に起居している必要はなく、生活費や学資金、療養費等を送金している場合でも、生計を一にするものとされています。したがって、あなたがお子さんの養育費の大部分を負担しているということであれば、お子さんはあなたの扶養親族として取り扱うことができます。

なお、お子さんは別れた奥さんの扶養親族にも該当しますが、扶養控除は、あなたか別れた奥さんか、いずれか一方でしか受けられませんので、注意してください。

